# 令和2年度事業報告

令和2年中の宮城県内における刑法犯認知件数は10,193件で、前年比2,786件(-21.5%)減少し、平成14年以降19年連続の減少となり、平成13年ピーク時の約49,900件との対比で約80%減少するなど、治安は着実に改善が図られています。

しかし、一方で、振り込め詐欺等高齢者が被害の多くを占める特殊詐欺被害や子ども・女性が被害者となる性犯罪被害等、県民の身近なところで発生する犯罪が未だ多発傾向にあるなど、県民が肌で感じる「体感治安」は、依然として憂慮すべき状況にあります。

このような犯罪情勢の中、公益事業として掲げた「安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)」、「風俗環境浄化事業(公益事業2)」及び収益事業として掲げた「物品斡旋等事業」について、県、市区町村、警察、各地区防犯協会連合会及び防犯ボランティア団体等の関係機関・団体と連携した事業運営に努めました。

令和2年度中における各事業の推進状況は、次のとおりでありました。

# 第1 安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)

県民の身近なところで発生している犯罪、なかでも地域住民が不安に感じる強盗や空き巣等の侵入窃盗を始め、高齢者等を対象とした特殊詐欺や子ども・女性を対象とした強制わいせつ、盗撮等の卑劣な性犯罪、さらには万引きや自転車盗等の少年非行の入口となる犯罪を未然に防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進しました。

- 1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助
  - (1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会連合会、職域防犯団体、自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、防犯活動の活性化やネットワーク化に努めるとともに、地区防犯協会連合会等関係機関・団体等が主催する 各種会議、研修会等への出席等を通じて情報交換・指導・助言を行いました。

また、地区防犯協会連合会や防犯ボランティア団体等の活動をホームページに掲載して広く県民に紹介するとともに、各防犯団体には活動の参考事例としました。

- (2) 若い世代の参加促進を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援 若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図るためのヤング防犯ボランティアに対する支援はありませんでした。
- (3) 防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進のための支援 令和2年度は、防犯ボランティア団体の新規結成がなかったことから、自主防犯活動促進のため の支援はありませんでした。
- (4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

公益財団法人全国防犯協会連合会が一般財団法人日本宝くじ協会から寄贈を受けた「青色回転灯付き防犯パトロール車(青パト)」1台の譲渡を受け、青パトの運用を希望していた仙台東地区防犯協会連合会仙台市高砂防犯協会に配備し、青パトの積極的な運用を促進しました。

また、青色回転灯付き防犯パトロール車を新規に運用しようとする団体及び青色回転灯の交換が 必要な団体に対して、青色回転灯31台を無償で提供しました。

### 2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の啓発宣伝

### (1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月11日から同20日までの10日間、全国地域安全運動を実施し、県警察及び地区防犯協会連合会等と連携して県民の防犯意識の向上に努めました。

また、10月9日予定の仙台市太白区文化センター「楽楽楽ホール」における、宮城県及び県警察との共催による全国地域安全運動宮城県大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から開催を見送りました。

# (2) 季節地域安全運動の実施

県警察及び地区防犯協会連合会等と連携し、10月に実施した全国地域安全運動を含め、春、夏、 秋、年末年始の節目の時期に、期間と重点を定め、次のとおり季節地域安全運動を実施しました。

#### ア 春の地域安全運動(4月15日~5月14日)

花見時を中心とした行楽期における空き巣等の侵入窃盗や子ども・女性に対する犯罪被害防止を重点とした防犯診断や防犯パトロール、見守り活動、その他広報啓発活動等を行いました。

# イ 夏の地域安全運動(7月15日~8月25日)

夏季に多発が予想される痴漢等の性犯罪、空き巣等の侵入盗犯及び少年非行、覚せい剤等の 薬物乱用防止を重点とした防犯パトロール及び防犯キャンペーンによる広報啓発活動等を行い ました。

# ウ 年末年始の地域安全運動(12月1日~1月7日)

年末年始に多発が予想される強盗やひったくり、特殊詐欺等の犯罪被害防止を重点に、県警察の「年末年始特別警戒」と一体となった防犯パトロール及び防犯キャンペーン等の広報啓発活動を行いました。

### (3) ホットスポットパトロール実戦塾の開催

近年、子ども・女性が被害者となる性犯罪等が増加傾向にあるなどの犯罪情勢の変化に対応するため、防犯活動の基本である「防犯パトロール」のレベルアップを図ることを目的に、県警察との共催による「ホットスポットパトロール実戦塾」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から実施を見送りました。

# (4) 広報紙の発行等

機関紙「防犯みやぎ」の発刊、リーフレット「犯罪と防犯」、全防連が発刊する月刊誌「安心な街に」、各種防犯ポスター・リーフレット・チラシ等の配布の他、のぼり旗や立て看板の掲出等による 広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚に努めました。

# (5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上と防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童生徒を対象とした防犯作文・防犯ポスターの募集を行い、8月20日警察本部幹部と部外審査員を交えた審査会を開催して次のとおり優秀作品を選考し、全国地域安全運動時において表彰しました。

区 分	最 優 秀	優秀	佳 作
作 文	2点	4点	4点
ポスター	3点	15点	18点

# (6) 防犯DVDの貸し出し等

地域における防犯教室や研修会等で役立つ最新のDVDを購入し、その内容の充実を図り、ホームページに掲載して周知するとともに、特殊詐欺被害防止や少年をネット犯罪から守るためのDVD等を広く一般に貸し出し、各種研修会等での活用を推進しました。

# 3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関等と連携した非行防止活動

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、県や県警察、関係機関・団体と一体となった活動を推進しました。

なお、共催又は出席した主な行事は次のとおりでありました。

- ○12月15日 青少年のための宮城県民会議
- 3月16日 青少年のための宮城県民会議
- (2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

少年に手を差し延べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等を基本柱とした「非行 少年を生まない社会づくり」活動を推進するため、県警察、地区防犯協会連合会と連携し、地区ボ ランティア団体等が行う立ち直り支援活動に助成を行いました。

# (3) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として県警察が指定した次の地区に対し、環境浄化のための広報啓発活動及び非行防止ボランティア活動を支援するため、所要の助成を行いました。

指定地区名	指定機関(期間)	関係機関
仙台中央地区防犯協会連合会	警察本部指定	仙台中央警察署
(青葉区/国分町地区)	1年(継続)	仙 台 市 青 葉 区

#### (4) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入口となる犯罪であることから、県警察及び万引き防止対策協議会を始めとした関係機関・団体と連携し、『万引き防止3ない運動(しない・させない・許さない)』や『万引きは犯罪である』ことの広報啓発等、地域ぐるみによる万引き防止活動を推進しました。

### 4 覚せい剤等薬物乱用防止に関する活動

覚せい剤等薬物事犯は常習性が強いほか、興味本位や好奇心等安易な気持ちから薬物事犯を犯す傾向にあり、特に、最近は危険ドラッグの使用やインターネット利用による薬物事犯の広がりも懸念される状況にあります。このようなことから県警察と協働し、薬物乱用防止広報用資機材としてチラシ・パンフレット等を作成・配布して薬物乱用の危険性等について、広報啓発活動を推進しました。

### 5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

県警察及び(公財)宮城県暴力団追放推進センター等と連携し、銃器の根絶、銃器等の不法所持に 関する情報提供の促進、暴力団排除条例の周知等を目的とした広報啓発活動を推進しました。

特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として県内で5回行った風俗 営業管理者講習において、暴力団追放推進センター担当者による講話を実施し、指導を徹底しました。

# 6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

### (1) 振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止活動

令和2年中の本県における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害件数は、180件(前年比-33件)で前年と比較し減少はしたものの、依然として高い水準で推移しており、特に、被害者の約75%が65歳以上と高齢者の被害が突出していることから、その被害を防止するため、県内の主要医療機関5施設の院内テレビを活用し、長期間にわたる防犯情報のスポット放映をはじめ、金融機関やスーパー、コンビニ等利用者を対象とした「被害防止キャンペーン」の実施、さらに、のぼり旗やポスター、チラシ等広報啓発用資料の作成配布、各種会合・研修会等で使用する広報啓発用DVDの貸し出し等を行い、被害防止意識の高揚を図るなど、県警察・関係機関等と連携し、多角的な被害防止活動を推進しました。

# (2) 侵入盗犯防止活動

県民が最も不安に感じる身近な犯罪として、常に上位にあげる空き巣等の侵入盗犯は、減少傾向にあるものの、令和2年中は刑法犯認知件数の11.4%を占め、さらに、無施錠による被害率も42%と依然として高い比率を占めました。そこで、県警察と協働し、その被害実態を広く地域住民に知らせるとともに、侵入盗犯防止に向けて『3かけ運動(カギかけ・気にかけ・声かけよう)』を呼びかけるなどの広報啓発活動を推進し、自主防犯意識の高揚に努めました。

#### (3) 子ども女性安全対策活動

社会的弱者である子ども・女性を対象とした声かけ、つきまとい、盗撮、痴漢、公然わいせつ等の前兆事案が依然として後を絶たず、多発傾向にあり、これら事案は凶悪事件に発展するおそれもあることから、県警察や学校、PTA、地域・職域防犯ボランティア団体等と連携し、県内各地において子どもの見守り活動や防犯パトロール等を積極的に推進しました。

# (4) 職域防犯組織に対する協力援助

県内の各企業等は、社会貢献活動の一環として、犯罪の抑止・未然防止に向けた各種防犯活動や子ども見守り活動等「防犯CSR活動」を積極的に実施しています。そこで、防犯活動を実施している企業等に対し、防犯情報の提供、助言、指導等を行い、職域防犯団体による防犯活動の活性化と地域における自主防犯活動の充実強化を図りました。

#### 7 表彰及び保険制度の加入事業

# (1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への防犯思想の浸透を題材とした防犯作文・防犯ポスターの優秀作品の表彰、さらに、「防犯CSR活動」優良団体や長年にわたり宮城県防犯協会連合会の運営に貢献した協助・賛助会員を表彰し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化及び自主防犯活動の充実強化を図りました。

### ア 全国地域安全運動時における表彰(令和2年10月11日)

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
防犯功労団体		20団体
防犯功労者		6 9名
防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長(連名)	9 団体
防犯作文・ポスター入選者		24名
企業等による防犯CSR活動優良団体		16団体
防犯協会等職員功績者	- 県防連会長	2名
協助・賛助会員等		50団体

# イ 全国地域安全運動中央大会における表彰(令和2年9月24日)

表 彰 別	表彰者	表彰数
防犯栄誉金章	   警察庁長官・全防連会長(連名)	2名
防犯栄誉銀章	言祭月女日・王別建云女(連名)	4名
防犯栄誉銅章	全防連会長	12名
功労ボランティア団体	生別理云文	1団体

# ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰(令和2年7月16日)

表 彰 別	表彰者	表彰数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長(連名)	3団体
防犯功労者	東北管区警察局長・東北防連協議会長(連名)	12名

# (2) 保険加入事業の実施

防犯指導(実働)隊員等の防犯活動中における災害補償の充実を図るため、保険制度(災害補償制度)に加入するとともに、単位防犯協会に対しては(公財)全国防犯協会連合会と民間の損害保険会社が提携している補償制度への加入促進を図りました。

### ア 普通傷害保険(契約者:県防連)

区 分		保 険 金 額	
	,,	死亡・後遺障害	3,000,000円
保険金額	傷害	入院保険金日額	4,500円
	П	通院保険金日額	2,500円
特記事項	ĺ	23名限定	

# イ 防犯協会員団体総合補償保険(取扱:全防連)

区分			л <del>II</del> II	D #II	C #II
<u>P</u>	`	分	A 型	B 型	C 型
	<i>,</i>	死亡・後遺障害	3,000,000円	6,000,000 円	15,000,000 円
	傷害	入院保険金日額	3,000 円	6,000円	7,500円
保険金額		通院保険金日額	1,000円	2,000 円	5,000円
	賠	対 人 賠 償	賞 1名 2,000 万円 1 事故 1 億円		: 1 億円
	償	対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
保		険 料	100 円	190 円	360 円

#### 8 防犯施設の拡充整備

犯罪の起きにくい環境づくりを目的に、街頭犯罪の発生のおそれがある公道(国道を除く)に対して防犯灯設置を促進するため、各地区防犯協会連合会からの申請に基づき、県内4ヵ所を選定し、防犯灯設置費用の一部助成を行いました。

# 9 自転車防犯登録事業

# (1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

登録店や県自転車軽自動車商業協同組合の協力を得て、自転車利用者に対する防犯登録の履行と 登録カードの早期回収等を行って電算入力を迅速化し、登録者の利便性の向上に努めました。

なお、令和2年度における自転車の防犯登録台数は9万4,566台であり、前年度と比較して 2,130台増加しました。

# (2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

令和2年中の宮城県内における自転車盗の認知件数は、全刑法犯の約12%を占め、被害自転車の67%が無施錠でありました。自転車盗は少年非行の入口となる犯罪であることや軽い気持ちで犯行に及び易く、行為者の規範意識の低下を助長しかねない事案でもあります。

このようなことから、自転車盗難防止と自転車防犯登録の促進を図るため、防犯広報用チラシ等の配布により、「ツーロックと防犯登録」等を呼びかける「自転車盗難防止キャンペーン」等を実施し、広報啓発活動を推進しました。

#### 10 会議等の開催

### (1) 会議

種別	開催日	開催場所	
第1回理事会	令和2年5月11日	宮城県多賀城分庁舎	
通常総会	令和2年5月27日	パレス宮城野	
臨時理事会	令和2年5月27日	パレス宮城野	
第2回理事会	令和3年3月25日	宮城県多賀城分庁舎	

#### (2) 各種大会等

開催予定の全国地域安全運動宮城県大会やホットスポットパトロール実戦塾は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から開催を見送りました。

#### (3) その他会議への参加

県警察が主催する地域安全(防犯)対策会議を始め、県、教育庁等関係機関・団体が行う各種会議、大会、連絡協議会等に積極的に参加したほか、民間防犯組織との緊密な連携を図り、情報交換を行うなどして、総合的な防犯対策の推進に努めました。

### 第2 風俗環境浄化事業(公益事業2)

当連合会は、昭和60年2月13日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」としての指定を受け、宮城県警察及び関係機関団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図るため、次のとおり風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進しました。

## 1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者の保護に資するため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談・要望等について、県警察等関係機関と連携の下、適切な取り扱い(処理)をするための体制を整備するとともに、ホームページに掲載するなど広く周知しています。その結果、令和2年度中の苦情事案の取扱いはありませんでした。

#### 2 風俗に関する法令遵守のための啓蒙活動

# (1) 管理者講習における啓蒙活動

風俗営業所の管理者を対象とした管理者講習を5回開催し、各種の資料を配付して健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部の担当者等による講話を実施し、規範意識の高揚を図りました。

#### (2) 立ち入りにおける啓蒙活動

宮城県遊技業協同組合との協働による風俗営業所(ぱちんこ店)に対する立ち入りを通じて健全営業の啓蒙については、新型コロナ感染拡大防止の観点から実施を見送りました。

#### 3 少年指導委員に対する活動援助

管理者講習、風俗営業所の調査を行った際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行うことについての説明を行い、風俗営業所がその活動に積極的に協力するよう要請しました。

- 4 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助
  - (1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として大学生で組織された「ポラリス宮城」に対し、 その活動促進を図るため、所要の助成を行いました。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会連合会長の委嘱により少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行いました。

(3) 地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う各地区防犯協会連合会に対し、それぞれの活動を促進するため、所要の助成を行いました。

- 5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施
  - (1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

宮城県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」第24条第6項の規定に基づき、風俗営業の適 正化を促進するため、風俗営業所の管理者に対する定期講習を次のとおり実施しました。

実施年月日	受講総人員	業	重 別	講習対象地区
<b>美</b> 胞平月日	文碑杺八貝	接待飲食等営業	ぱちんこ屋等	再自刈 豕地区
7月29日	20人		20人	県北・沿岸ブロック
8月26日	42人		42人	仙台・沿岸・仙南ブロック
9月28日	14人		14人	仙台中央警察署管内
12月 2日	10人	10人		仙台中央警察署管内
2月24日	25人	25人		仙台中央警察署管内
計	111人	35人	76人	
前年度比	-64人	-10人	-54人	

# (2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

宮城県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準 適合の有無を次のとおり調査しました。

調査総	总件数	カフェー等	ぱちんこ屋	まあじゃん屋	特定遊興	ゲーム場
	72件	70件	0件	2件	0件	0件
前年度比	+1件	+1件	-1件	+1件	0件	0件

# 第3 物品斡旋等事業(収益事業)

### 1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復に資することを目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示、及び古物営業者の従業者が営業者に代わって営業する場合に同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務付けていることから、許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を斡旋、交付する事業を行いました。

なお、古物・質屋商許可標識等の斡旋については、古物営業許可業者等が各地区防犯協会連合会事務局に依頼した古物・質屋商許可標識の注文を取りまとめて作製業者に発注し、同業者から当連合会に納品された同標識131枚を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付しました。質屋許可標識の取扱いはありませんでした。

# 2 物品斡旋事業

# (1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全・安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材を次のとおり地区防犯協会連合会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図りました。

品名	数 量
地域安全腕章	40枚
全国地域安全運動チラシ	1, 150枚
安心な街に	144部
防犯手帳	1,267部
防犯カレンダー	918部
冊子「侵入犯罪最強防犯読本」	220部
冊子「防犯ボランティア活動マニュアル」	200部
冊子「詐欺悪質商法回避術」	1,799部

# (2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」 と風営適正化法により掲示義務のある年少者の立入りを禁止するための「18歳未満立入禁止ステッカー」等を次のとおり斡旋し、風俗環境浄化を促進しました。

品名	数	量
風俗営業ステッカー		20枚
18歳未満立入禁止ステッカー		31枚
深夜酒類提供ステッカー		15枚